

## ひらめき箱(意見・要望等)対応状況

| 番号  | 2 | 開封日 | 平成26年5月1日 |
|---|---|-----|-----------|
| ご意見   |   |     |           |
| <p>スポーツパレスについてお伺いします。</p> <p>質問①<br/>スポーツパレスの館長の椅子は人吉市役所の退職者の天下り先でしょうか？</p> <p>前の館長は教育長経験者、今の館長は市役所の部長経験者と聞いています。そして、今の館長は64歳か65歳で職員としての勤務は終わり、今度は再任としてまた勤務を続けられておられるとのこと。しかも、再任される時、今までより2万から3万も給料がアップしたと聞きました。</p> <p>質問②<br/>普通は正職員から再任となると給料は下がると思うのですが、スポーツパレスでは逆に上がるのでしょうか。</p> <p>質問③<br/>現在のスポーツパレスの給料の体系をお知らせください。<br/>例として<br/>館長 規則では〇〇〇〇円 再任して〇〇〇〇円<br/>以下 役職に応じた金額を公表してください。</p> <p>それぞれの企業には給与や福利厚生について、規則があります。スポーツパレスにも当然規則があると思いますので、前①、②、③の質問について公表をお願いします。</p> <p>(投函日 平成26年4月24日)</p> |   |     |           |

## 回 答

スポーツパレスについて教育部社会教育課がお答えします。

スポーツパレスをはじめ、体育施設は、市がNPO法人人吉市体育協会（以下「体育協会」といいます。）へ管理運営を委託しております。指定管理者制度と呼ばれているものです。

体育協会は、昭和22年に設立され、平成20年12月には加盟団体31種目（陸上競技協会、水泳協会、柔道協会、バレーボール協会など）によりNPO法人となり、地域住民の体力向上と健康増進に寄与することを目的に活動をされております。

体育協会定款によりますと、体育協会の事務局職員（以下「協会職員」といいます。）は、総会において正会員の中から選任された理事の互選により決定した会長（定款第14条）に任免権（定款第20条）が定められております。

つまり、体育協会は、法人格をもった独立した機関であり、市の権限が介入しない民間企業や民間団体等と同じ組織ということでございます。

質問1については、市の職員ではありませんので、再任というものではなく、あくまでも、協会長に職員採用の決定権がございます。

なお、前館長は、柔道協会、現館長はバトミントン協会の役員としてご尽力され、法人化される前から、体育協会の事業推進に携わっておられました。

質問2と3については、経営は独自性が確保されており、給与体系については、人吉市体育協会職員給与規程（平成20年4月1日施行）第5条で協会職員の職務の級は、職員の経験、能力等を勘案し、協会長が決定すると定められているようでございます。

（級の違いによって、給与が決定するシステムとなっています。）

同規程の公表につきましては、本市ではなく、体育協会の判断によるべきものでございますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。